

## 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、寝屋川市に設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、寝屋川市が設置する執行機関の附属機関は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関について必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 別表（第2条関係）

| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関          | 担当事務                            |
|--------------|---------------|---------------------------------|
| 市長           | 寝屋川市地域公共交通協議会 | 地域公共交通網形成計画の作成及び実施についての協議に関する事務 |